

平成 29 年 4 月 税条例等の一部改正に伴う専決処分の概要

平成 29 年 5 月 26 日
富 谷 市

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）等が平成 29 年 3 月 31 日に公布され、一部が 4 月 1 日から施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正したものの。

1 富谷市税条例の一部を改正する条例について

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 118 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年総務省令第 26・27 号）が平成 29 年 3 月 31 日に公布され、その一部が同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、必要な部分について改正を行うもの。

（1）個人住民税に関する事項

所得割の課税標準、特定配当等に係る所得控除について
（市長が課税方式を決定できることを明確化）

（2）法人住民税に関する事項

延滞金の申告納付等について
（延滞金計算の基礎となる期間に係る規定の整備）

（3）固定資産税に関する事項

償却資産の課税標準の特例、わがまち特例等について
（震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例 震災後 4 年間 1/2 に減額。また、各保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産の課税標準の特例措置について「わがまち特例化」するもの等。）

（4）その他文言整理

2 富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 118 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年総務省令第 26・27 号）が平成 29 年 3 月 31 日に公布され、その一部が同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、必要な部分について改正を行うもの。

（1）2 割軽減、5 割軽減の対象拡大。

- ① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を 26.5 万円から 27 万円に引き上げる。
- ② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を 48 万円から 49 万円に引き上げる。

3 富谷市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

東日本大震災復興特別区域法において定められた復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除期間を延長するもの。（平成 30 年 3 月 31 日まで）